

## 令和8年第2回定例会 総務経済委員会 議案審査経過報告書

### 議案第36号 狭山市監査委員に関する条例の一部を改正する条例

さしたる質疑なし

採決の結果、総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した。

### 議案第38号 狭山市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

○駐車場利用の届け出があった際の確認方法は。

●手当を実際に支給する際は、駐車場の契約書や月額料金が確認できる書類の提出を求める。

○今回の改正は会計年度任用職員も対象とのことだが、フルタイムの方のみ対象となるのか。

●会計年度任用職員については、フルタイムの会計年度任用職員のほか、いわゆる短時間勤務のパートタイム会計年度任用職員の方も対象となる。

○毎日勤務ではないパートタイム会計年度職員も対象になるのか。

●例えば、週3日、週4日勤務のパートタイム会計年度任用職員でも、月額5,000円を限度に対象となる。

○年度の途中で退職した職員に対し、手当を遡って支給するケースはあるのか、また、実際に対象者はいるのか。

●駐車場に係る通勤手当は4月に遡って支給されるため、4月から実際の支給開始までに退職した職員がいた場合も、本来受け取るべき手当として支給対象となる。正規職員には、現状該当者はいないが、会計年度任用職員については、あらためて確認していく。

○退職職員に対する遡及支給があった場合には、丁寧な周知や説明を行うなどの配慮をされたい、との意見。

採決の結果、総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した。

### 議案第39号 狭山市税条例の一部を改正する条例

質疑なし

採決の結果、総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した。

### 議案第42号 令和8年度狭山市一般会計補正予算（第1号） 歳入 20款繰入金 歳出 2款総務費7款 商工費及び債務負担行為

○財政調整基金の残高は。

●本補正後の財政調整基金の残高は33億1,387万6,000円である。

○産業労働センターの相談体制強化のために指定管理料を増額することだが、具体的にはどのように強化するのか。

●センター長の勤務が週5日から2日へ変更された際、事業者に伴走支援を継続するためには安定した常勤体制が必要であると判断し、センター長の業務を補佐する立場として、フルタイムで業務を統括するディレクターを新たに採用し相談体制の強化を図った。

○当初の指定管理料を補正するに至った経緯は。

●当初指定管理料の中で、センター長の勤務が週5日から2日へ変更された分の費用が減額となったため運営できると判断したが、ディレクター費用のほかに保険料等の経費がかかったため増額になった。

○今回、新たにディレクターを採用したが、現在の指定管理料で賄うことはできないのか。

●本年度の予算編成時に指定管理者と協議したときには、現在の指定管理料の中で運営が可能との回答だったが、令和7年度決算時に再度確認したところ、現体制を維持するためには、現予算では不足が生じると報告があったため、今回の補正に至った。

○当初予算を組んでから間もなく、体制を維持するため補正予算を組むに至ったことについては真摯に受け止め、今後努められたい、との意見。

採決の結果、多数をもって、原案のとおり可決すべきものと決した。

#### 議案第44号 狭山市立新狭山小学校校舎改修工事請負契約の締結について

○当該改修工事には、屋上の給水塔も含まれるのか。

●高架水槽の改修工事も含んでいる。

○学童保育室もあることから、児童の安全を最優先に、安全管理を徹底されたい、との意見。

採決の結果、総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した。

#### 議案第45号 狭山市駅加佐志線調整池及び久保川調節池整備工事請負契約の変更契約の締結について

○本変更契約の起案にかかる最終決裁者は誰か。

●変更契約の起案については市長決裁であり、工事内容の変更に伴う工事記録の決裁については所管課長決裁である。

○変更工事の提案をしたのは受注者か。

●変更協議を申し出たのは受注者であるが、変更内容を提案したのは市である。なお、変更内容は、出入口位置の変更に伴うブロック積の形状と排水構造物の構造変更、及び防草対策の追加工事である。

○当初の設計で防草工事を入れなかった理由は。

●当初の設計では、用地買収した残地部分について、防草シート等による簡易的な対処を検討していた。しかし、工事の進捗に伴い本格的な防草対策工事をしないと施工が難しくなることが判明し、その工事を単独発注すると割高になるため、変更工事と一緒に防草工事を行うことにした。

○防草シート等の簡易工事からコンクリートで固める工事に変更した理由は。

●防草シートの場合3年から5年で経年劣化してしまうため、その都度工事を行うよりもコンクリートの打設工事で永久的な処置をした方が効率的であると判断した。

○調節池、調整池への入口の勾配が急であることがわかり、安全確保のために出入口を変更したとのことだが、設計上予見できたことか、それとも工事を進める中で判明したやむを得ないことであったのか。

●工事を進める中で勾配が想定以上に急であったことから判明したものである。今後の維持管理、清

掃車両が入ることを考えると事故が起きないように、もっと緩やかで安全な場所に出入口を変更する必要が生じた。

○議決前に工事の着手に気づいた経緯とその後の対応は。

●令和8年5月23日に受注者から工事担当者へ報告があり、変更工事に着手していることが判明した。その後の対応としては、工事担当者が工事の中断を受注者に指示するとともに、5月26日の課長報告を受け、6月4日に所管部長へ、5日に市長、副市長へ、8日に正副議長へ、9日に全員協議会へ報告を行った。

○本議案の議決前に着工した内容は。

●排水経路を約30メートル分着工した。

○本件は議決前着工の問題が生じている。同様の議決前着工が判明した他自治体では、議会にて追認の議決を行った事例もあるが、本事案の追認手続きの必要性は。

●現状仮契約であり、本契約に至っていないため、追認の必要はないと考えている。

○市民の期待が大きい工事であるため速やかに進めるとともに、議決前着工について反省のうえ、今後の再発防止を徹底されたい、との意見。

○今回の変更増額は81万2,900円であるが、内訳については、資料による説明がなければわからなかった。今後は、資料提供などぜひ説明の際に生かしてほしい、との意見。

採決の結果、多数をもって、原案のとおり可決すべきものと決した。

採決後、衣川千代子委員より、「本議案の議決前に一部工事が実施されていることが明らかとなった。こうした事態はまことに遺憾であり、今後このような事態とならないよう再発防止策の徹底を求める」旨の附帯決議案が提出され、採決の結果、多数をもって、議案第45号に附帯決議を付すものと決した。

#### 議案第46号 財産の処分について

○3回入札をかけたとのことだが、なかなか落札に至らなかった理由は。

●1回目は狭山市の入札参加資格者名簿に登録され、埼玉県内または東京都内に、本店または支店・営業所を有する者を条件としたが応募がなく、2回目は地域要件を外したが応募がなく、3回目は

地域要件と名簿登載の条件をすべて外したところ2者が応札した。

○この時期に金地金を換金する理由は、また、活用の予定は。

●金地金のままでは活用ができないこと、また遺言執行人からは、換金を前提に狭山市のために役立てて欲しいとの寄付者のご遺志をうかがっており、今回の手続きに至った。

換金後は基金等に積み立て、大切な財源として活用していきたい。

○基金に積み立ててしまうと他の公金と区別がつかなくなる。寄付者のご遺志を尊重するため、別に積み立てるなどの考えは。

●基金に積み立てることで用途が見えにくくなるが、本件に限らず市政のためのご寄附は一旦基金に積み立て等をさせていただいており、今回も同様の扱いとし大切に活用したい。

○金地金をご寄附いただいたのはいつか。また保管方法は。

●令和7年6月23日に受領し、以降常時施錠し第三者が立ち入れない場所にて保管している。

○保管に費用は要しているのか。

●保管にあたっては動産保険に加入しており、現時点で53万3,230円の費用を要している。

採決の結果、総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した。